

5. 市民・地域団体・事業者等の 主な防犯の取り組み

**5-1 犯罪に強い環境の構築に向けた
ソフト対策**

5-2 市民等の主な防犯の取り組み

5-1 犯罪に強い環境の構築に向けたソフト対策

犯罪に強い環境の構築のためには、市民や地域団体、さらには事業者などによる防犯につながる様々な活動や取組みによって、地域住民等の目による監視性を高め、犯罪を起こりにくくするソフト面の対策も重要です。

たくさんの人達が活動に参加し、相互につながりを深め、活動の輪が広がることで、安全・安心を支える良好な地域社会がつくられます。

これまで活動に参加したことがない市民や事業者の皆さんも、積極的に参加していただきたいと思います。

5-2 市民等の主な防犯の取り組み

① 地域防犯パトロール

本市では、生活安全パトロール隊やPTAなどによる、子どもの見守り活動、夜間の防犯パトロールや交通安全指導など自主的な防犯活動が行われています。

生活安全パトロール隊は、市内全小学校区（131校区）で結成されており、「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、地域住民の方々が結成している自主防犯組織です。平成26年8月末現在で183団体、約1万人の方々が活動しています。

犬の散歩をしながらのパトロールや健康ウォーキングを兼ねたパトロール、買い物ついでの近所の見廻り、子どもの登下校時間帯に合わせた散歩など、地域の特性にあわせて工夫しているパトロール隊がたくさんあります。



生活安全パトロール隊



生活安全パトロール隊

～新たな防犯手法「ホットスポット・パトロール」～

「ホットスポット・パトロール」とは、「[犯罪機会論](#)」(11ページ参照)を応用した防犯手法で、入りやすく見えにくい駐車場や空き地などの「[犯罪の起きやすい場所](#)」(15ページ下段参照)を重点的に見回るパトロールです。

犯罪者にプレッシャーを与え、犯行をあきらめさせることから、犯罪抑止に大きな効果があるパトロールとして世界的に注目されています。

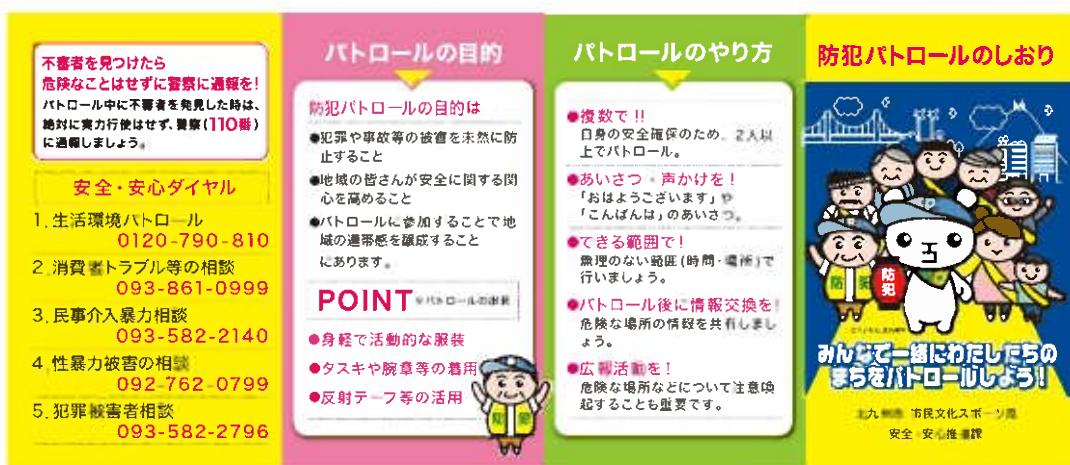
～1万人の防犯パトロール大作戦～

本市では、平成26年10月16日に、全市一斉に防犯パトロールを行う「1万人の防犯パトロール大作戦」を実施しました。

このイベントの目的は、パトロール活動の周知を図り、広く参加を呼びかけることで地域活動参加へのきっかけづくりとするもので、当日は、各地域の生活安全パトロール隊に加え、市民、地域団体、事業者、大学生等も加わり、約12,000人がパトロールを行いました。

防犯パトロールのしおり

「1万人の防犯パトロール大作戦」に合わせ、防犯パトロールの目的、やり方等を記した「しおり」を作成し、参加者に配布しました。



②青色防犯パトロール活動

「青色防犯パトロール活動」(青パト活動)とは、自動車に青色回転灯を装備して自主防犯パトロール活動を行うことを言います。

青パト活動は、

- ・防犯活動を広く住民にアピールすることができる
- ・広範囲なパトロールを実施できる

など、より効果的で効率的な活動を行うことができます。

本市では、生活安全パトロール隊による青パト活動が平成17年8月に始まり、平成26年8月末現在で、63団体144台が日夜活動しています。

また、青色回転灯を装備した市の公用車による市内一円の防犯パトロールや地域のパトロールへの同行なども行っています。



青色防犯パトロール活動

③ 商工会議所及び大学との協定

本市は、北九州商工会議所、福岡県警察の3者で、「安全・安心で住みよいまちづくりに関する協定」を、また、九州国際大学、福岡県警察との3者で、「地域防犯対策に関する協定」を締結しています。

この協定をもとに、市内企業や学生の防犯活動等への参加を促し、相互の連携を図りながら、安全で安心なまちづくりを一層推進していきます。



商工会議所との協定



九州国際大学との協定

④ タクシーや営業車による見守り活動

市内の企業等でも、地域の安全・安心のために自主的に防犯活動に取り組んでいます。

タクシーや営業車、配達車による巡回パトロールや見守り活動、警備会社による防犯教室など、それぞれの業務に応じて、できる範囲での防犯活動を実施しています。



タクシーによるパトロール



郵便局によるパトロール



営業車によるパトロール



配達車によるパトロール

⑤ 学生防犯ボランティア

市内の大学や専門学校では、自主的に防犯ボランティア活動を行っているゼミやサークルがあります。

地域のパトロール活動への参加、子どもの登下校時の見守り活動、地域安全マップづくり、まちの美化活動、防犯啓発活動などを行っています。

市内の犯罪抑止に貢献することはもちろんですが、学生自身の防犯知識の向上や防犯意識の醸成につながっています。



西日本工業大学「SPD隊」



北九州市立大学「MATE's」

⑥ 地域安全マップづくり

本市では、学生防犯ボランティアや県警察、地域団体と協働で、市内小学校で「地域安全マップづくり」(15ページ参照)を実施しています。

子どもの安全対策を図るため、実際にまちを観察して、地図を作成することで、「どこの場所が危ないか」ではなく、「どういった場所が危ないか」を知ってもらいます。子どもたち自身の危機回避能力やコミュニケーション(問題解決)能力の向上、さらに地域への愛着、非行防止、地域との危険箇所情報の共有化などにもつながります。



小学校での地域安全マップづくり



⑦ セイフティ・センター

本市では、繁華街における青少年健全育成、まちの環境浄化などを目的に、青少年からの悩み相談や若者たちとの情報交換の場、街頭パトロール活動の拠点として、魚町銀天街に「セイフティ・センター魚町」を設置しています。

- ・青少年からの悩み相談
 - ・街頭パトロール活動（青少年への声かけなど）
 - ・道案内
 - ・応急救護活動
 - ・警察及び行政からの防犯・犯罪情報の提供等
- の業務を行っています。

当センターを運営している「NPO法人日本ガーディアン・エンジエルス」は、1979年に、アメリカ・ニューヨークの犯罪多発地域で誕生。「DARE TO CARE（見てみぬふりをしない）」をモットーに、赤いベレー帽と白いTシャツをトレードマークに、ストリート犯罪の防止に貢献しています。

日本では、現在、札幌・仙台・東京・横浜・大阪・神戸・広島・福岡等各地で活動しており、青少年の非行防止、犯罪防止、応急救護、環境美化など地域の特性に合わせた活動を行っています。



セイフティ・センター魚町



街頭パトロール活動

⑧ 安全セミナー・犯罪から身を守るセミナー

本市では、「ガーディアン・エンジェルス」と協働で、防犯教室を開催しています。

小学生を対象とした「安全セミナー」は、子どもに対する「声かけ」や「つきまとい」などから身を守るために『体験型』の防犯教室です。

主に女性を対象とした「犯罪から身を守るセミナー」は、学校や企業、地域団体、PTAなどに出向き、「自分は大丈夫」という意識を捨て、正しい防犯意識を身に付け、それを習慣づけるための防犯教室です。



安全セミナー



犯罪から身を守るセミナー

⑨ SDE 校の推進

福岡県警察では、「SDE（セルフ・ディフェンス・エデュケーション）校の推進を行っています。

福岡県警察から高校教諭に対して「防犯情報の発信」や「護身術の指導」を行い、その後、学校教諭から生徒に対して、「防犯講話」や「護身術の指導」を行うことで、生徒の防犯意識や防衛能力を育成しています。

市内の全高等学校38校（県立・市立・私立）が、「SDE推進校」として、県警察から指定を受けています。



県警と高校との協定



護身術の指導

⑩ 落書き消去活動の支援

落書き等の軽犯罪は、「割れ窓理論」(P12 参照)により、街頭犯罪などの犯罪発生の発端になると言われています。

こうした落書きに対し、地域団体や企業、学校、NPO等が、駅周辺や商店街、公園などの公共の場所において、落書き消しに取り組んでいただいており、市では、こうした活動を行う団体に対し、落書き消しの溶剤や用具の提供などの支援を行っています。



落書き消去活動

6. 防犯カメラ・防犯灯の取り組み

① 防犯カメラ

1) 市が設置する防犯カメラ

本市では、犯罪の抑止や市民の安心感の向上など安全・安心なまちづくりの一環として、防犯カメラを設置しています。

福岡県警への防犯カメラの画像提供により、多くの検挙活動や事案の立件・解決等につながっています。また小倉北区の繁華街では、犯罪の発生件数が年間に2割近く減少するなど防犯カメラが犯罪抑止などに一定の役割を担っています。



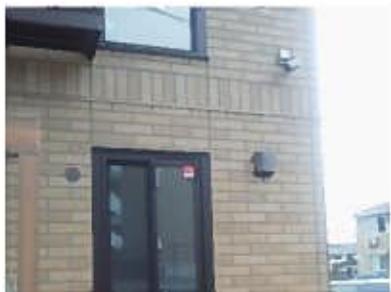
街頭防犯カメラ



幹線道路防犯カメラ

2) 民間が設置する防犯カメラ

店舗、建物（社屋）や駐車場、さらには住宅など様々なところで防犯カメラが設置されています。



住宅の設置例



オフィスの設置例



駐車場の設置例

② 防犯灯

本市では、夜間における犯罪発生の防止や通行の安全を図るため、市と地域が協力しながら防犯灯の整備を行っています。

市は、地域が設置・維持管理する防犯灯の支援（補助金支出）とともに、住宅がないところなどについては、市が直接防犯灯を設置し、維持管理も行っています。



◆市内の防犯灯の設置状況

現在、市内には、自治会・町内会等が設置する防犯灯が約 53,000 灯、市が設置する防犯灯が約 15,000 灯の計 68,000 灯の防犯灯が設置されています。

地域が設置する防犯灯の LED 化等に係る工事費や維持管理費は、自治会や町内会費で賄われています。

7. 参考資料

7-1 北九州市安全・安心条例

7-2 福岡県安全・安心まちづくり条例に基づく防犯環境指針

7-1 北九州市安全・安心条例

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進
（第9条～第14条）

第3章 安全・安心な環境の構築（第15条～第20条）

第4章 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実
（第21条・第22条）

第5章 安全・安心な都市イメージの発信（第23条・第24条）

第6章 推進体制等（第25条～第28条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪、災害、交通事故その他これらに類する様々な事態から市民の安全が守られ、市民が安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全・安心なまちづくり」という。）に関する基本理念を定め、市並びに市民、地域団体、事業者及び学校の設置者（学校その他これに類する施設を設置し、又は管理する者をいう。以下同じ。）（以下「市民等」という。）の責務を明らかにすることにより、市及び市民等が安全・安心なまちづくりの基本となる方向性を共有し、一体となってこれに取り組む社会の形成を図り、もって市民等及び本市を訪れる人が、安全・安心を実感することができるまちを実現し、安全・安心なまちづくりを次の世代に継承することを目的とする。

（基本理念）

第2条 安全・安心なまちづくりは、市民が互いに支え合い、思いやりの良好な地域社会の中で、防犯、防災、青少年の非行防止、暴力団の排除等に取り組むとともに、これらの取組が次の世代に引き継がれるよう、安全・安心なまちづくりの新たな担い手を育むことにより推進されなければならない。

2 安全・安心なまちづくりは、子ども、女性、高齢者及び障害者に配慮するとともに、安全・安心を脅かす事態の未然防止及びこれに対応するための体制の整備を図ることを旨とし、次に掲げる事項を基本として取り組むものとする。

- (1) 市民等は、安全・安心に関する意識を自ら高め、行動すること。
- (2) 市及び市民等は、相互に連携を深め、安全・安心に関する環境の改善及び地域社会における防犯、青少年の非行防止その他の安全・安心に関する活動を協力して推進すること。
- (3) 市は、警察その他の関係機関と相互に連携を深め、安全・安心に関する相談体制、安全・安心に関する市民等の取組に対する支援体制等の充実を図ること。
- (4) 市及び市民等は、本市のイメージ向上のため、相互に、また、市内外に向けて、本市の安全・安心に関する情報の発信を行うこと。

(関係法令等)

第3条 安全・安心なまちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を尊重した上で、その個別の取組については、安全・安心なまちづくりに関する法令（条例を含む。）、計画等の定めるところにより実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動するとともに、地域社会の一員として住民のきずなを深めるため、自治会その他の地域団体へ加入するなどして、安全・安心に関する活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の責務)

第5条 地域団体は、連携して安全・安心に関する活動に取り組むとともに、安全・安心に関する情報の共有化を図るなどして、安全・安心なまちづくりに努めるものとする。

2 地域団体は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動するとともに、地域社会の一員として、安全・安心に関する活動への参加に努めるものとする。

2 事業者は、従業員の安全・安心に関する知識を深めるとともに、従業員の主体的な行動及び安全・安心に関する活動への積極的な参加を促進するよう努めるものとする。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、家庭、地域団体、市その他関係機関と積極的に連携を図り、安全・安心に関する教育及び啓発並びに教育環境の整備を行うなどして、安全・安心なまちづくりを推進するものとする。

(市の責務)

第8条 市は、市民等の安全・安心なまちづくりのための取組が円滑に推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等及び警察その他の関係機関と相互に連携を図り、安全・安心なまちづくりのための施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための体制を整備するものとする。

3 市は、前2項に定めるもののほか、安全・安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

(安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等)

第9条 市民等は、自らが犯罪、災害等の被害に遭わないよう、また自らが犯罪等を行い、又は青少年の非行及び犯罪（以下「非行等」という。）を助長しないよう、必要な知識を習得し、安全・安心に関する市民運動に積極的に参加するとともに、安全・安心を脅かす事態を知った場合は、その通報等に努めるものとする。

2 市は、安全・安心に関する広報、啓発等を積極的に行うことにより、市民等の安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、市民等に対する情報提供、助言その他の支援を行うことにより、市民等の主体的な行動を促進するよう努めるものとする。

(交通安全の推進)

第10条 市及び市民等は、警察その他の関係機関と連携し、高齢者の交通事故の防止、飲酒運転の撲滅その他交通安全の推進に一体となって取り組むものとする。

2 学校の設置者は、児童、生徒及び学生（以下「児童・生徒等」という。）並びに保護者及び教職員に対し、交通安全に関する教育、啓発及び情報提供を行い、交通安全に関する意識の高揚を図るとともに、交通安全に関する運動への参加の促進に努めるものとする。

(自転車の安全な利用の推進)

第11条 市及び市民等は、警察その他の関係機関と連携し、自転車の安全な利用の推進に一体となって取り組むものとする。

2 自転車利用者は、関係法令を遵守し、及び歩行者等に対する注意を払って安全運転に努めるとともに、自転車による事故その他の不測の事態に備えるよう努めるものとする。

3 市は、自転車の安全な利用を推進するため、自転車利用者の安全運転に関する意識の高揚を図るとともに、自転車の利用環境の整備に努めるものとする。

(暴力団の排除の推進)

第12条 市及び市民等は、安全・安心なまちづくりを行う上で、暴力団の排除の推進が極めて重要であることを認識し、暴力団を利用しない・暴力団に金を出さない・暴力団を恐れないということを基本に、警察その他の関係機関と連携し、暴力団の排除に一体となって取り組むものとする。

2 市及び市民等は、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識し、暴力団との交際を厳に慎むとともに、事業者は、その行う事業により暴力団を利することとなるよう努めるものとする。

3 市は、警察その他の関係機関と連携し、市民等の暴力団の排除に関する意識の高揚を図るとともに、市民等による暴力団の排除の自主的な取組を支援するなどして、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(迷惑行為の防止の推進)

第13条 市及び市民等は、迷惑行為（北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例（平成20年北九州市条例第10号）第2条に規定する迷惑行為をいう。以下同じ。）が重大な犯罪を誘発する危険性を有することを認識し、相互に連携して、迷惑行為の防止に一体となって取り組むものとする。

2 市民等は、自ら迷惑行為を行わないようにするとともに、迷惑行為の防止を推進するための活動への参加に努めるものとする。

3 市は、市民等に対して、迷惑行為の防止に関する教育及び啓発を行い、迷惑行為の防止に関する意識の高揚を図るとともに、市民等が行う迷惑行為の防止のための取組を支援するなどして、迷惑行為の防止のための施策を推進するものとする。

(消費生活に関する安全・安心の推進)

第14条 市及び市民等は、消費者と事業者との間に情報の質及び量並びに交渉力等の格差が存することを認識し、消費生活に関する安全・安心の推進に一体となって取り組むものとする。

2 市民は、その消費生活の安全・安心を確保するため、必要な知識を自ら習得するとともに、必要な情報を収集する等自主的に行動するよう努めるものとする。

3 事業者は、その供給する商品等について、消費者の安全及び消費者との取引における公正の確保に努めるものとする。

4 市は、市民等に対して、消費生活に関する知識の普及及び啓発を行い、消費生活の安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、消費生活に関する情報提供、助言その他の支援を行うなどして、消費生活に関する安全・安心を確保するための施策を推進するものとする。

第3章 安全・安心な環境の構築

(地域における安全・安心に関する活動の推進)

第15条 市民は、安全・安心なまちづくりのため、居住地、就業場所等において、安全・安心に関する活動への参加及びこれを行う地域団体への加入に努めるものとする。

2 地域団体は、安全・安心に関する活動が継続的に行われるよう、市民の参加意欲の向上及び参加者の拡大に努めるものとする。

3 事業者は、安全・安心に関する従業員の意識の高揚を図るなどして、従業員が安全・安心に関する活動に参加しやすい職場環境の構築に努めるものとする。

4 市は、安全・安心に関する活動への参加者の拡大に係る取組を支援するなどして、地域における安全・安心に関する活動の促進に努めるものとする。

(安全・安心に配慮した環境の整備)

第16条 市民は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物について、安全・安心に配慮した整備及び管理を行うよう努めるものとする。

2 地域団体は、市と連携し、安全・安心に配慮した施設の整備及び管理を推進するよう努めるものとする。

7. 参考資料～北九州市安全・安心条例～

3 事業者は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物について、安全・安心に配慮した整備及び管理を行うとともに、都市開発に当たっては、安全・安心に配慮した環境の整備に努めるものとする。

4 市は、安全・安心に配慮した公共施設の整備及び管理を行うなどして、安全・安心な環境の構築に努めるものとする。

(空き家及び空き地の適正管理)

第17条 市民等は、自らが所有し、又は管理する建物及び土地のうち現に使用していないもの（次項において「空き家及び空き地」という。）について、周辺の生活環境を悪化させないよう適正に管理するものとする。

2 市は、空き家及び空き地について、適正な管理が行われるよう関係法令に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(通学路等の安全確保)

第18条 市民等は、通学路、公園その他の児童・生徒等が日常的に利用する施設（以下この条において「通学路等」という。）の安全を確保するため、通学路等の環境の整備、児童・生徒等の見守り活動への参加等に努めるものとする。

2 市及び学校の設置者は、市民等と連携し、通学路等の環境の整備、見守り活動の推進その他の取組により、通学路等の安全の確保に努めるものとする。

(繁華街の安全確保)

第19条 市、繁華街において店舗等を所有し、又は管理する者及び事業を行う者並びに繁華街の存する地域の市民等は、警察その他の関係機関と連携し、悪質な客引き行為、スカウト行為等の防止を図るとともに、防犯カメラの設置等安全・安心に配慮した設備を整えるなどして、繁華街の安全・安心な環境の構築に努めるものとする。

(青少年の非行等を生まない環境の構築)

第20条 市及び市民等は、相互に連携を深め、青少年の規範意識の醸成、安全・安心に関する教育、補導等の活動、薬物乱用等を助長する有害環境への対策、いじめの防止等のための対策その他の青少年の健全な育成のための取組を推進するものとする。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その事業活動において、青少年の非行等が起こりにくい環境の構築に取り組むとともに、薬物の不正な販売その他の不法行為及び青少年の非行等を助長する活動を行わないものとする。

第4章 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

(青少年等の非行等からの立直り支援)

第21条 市民及び地域団体は、青少年の非行等からの立直りを支援する社会の形成に努めるものとする。

2 事業者は、青少年の非行等からの立直りを支援するため、就労機会の提供等に努めるものとする。

3 市は、警察その他の関係機関と連携し、青少年の非行等に関する相談並びに立直りのための修学支援及び就労支援の充実に努めるものとする。

4 市及び市民等は、青少年以外の者の立直りの支援については、前3項に定めるところに準じて取り組むものとする。

(安全・安心に関する相談及び支援体制)

第22条 市は、市民等の安全・安心を脅かす事態の未然防止を図るとともに、その対応のための体制、安全・安心に関する相談体制及び犯罪被害者等に対する支援体制の充実に努めるものとする。

2 市は、市民等が安全・安心を脅かす事態に係る通報及び情報提供を行いやすい仕組を構築するものとする。

第5章 安全・安心な都市イメージの発信

(安全・安心に関する情報の提供)

第23条 市は、警察その他の関係機関と連携し、市民等に対して安全・安心に関する情報を提供する仕組を構築するものとする。

(安全・安心なまち北九州市の情報発信)

第24条 市は、市内外に向け、本市の安全・安心なまちづくりに関する取組等についての情報の発信に努めるものとする。

2 市民等は、前項の情報を共有するとともに、その発信に努めるものとする。

第6章 推進体制等

(行動計画の策定)

第25条 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するため、行動計画を策定するものとする。

(推進体制)

第26条 市は、前条の行動計画に定められた施策を円滑かつ着実に実施するため、市民等及び国、福岡県その他の関係機関と連携し、必要な推進体制を整備するものとする。

(市職員の責務)

第27条 市職員は、自ら安全・安心なまちづくりに関する知識を深めるとともに、安全・安心に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(効果検証)

第28条 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策の進捗状況及び効果について、指標を設けて検証し、その結果を公表するものとする。

7. 参考資料～北九州市安全・安心条例～

2 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策の推進に当たり、安全・安心に関する活動を行っている市民等からの意見及び提案を聴取するものとする。

付 則

(施行期日)

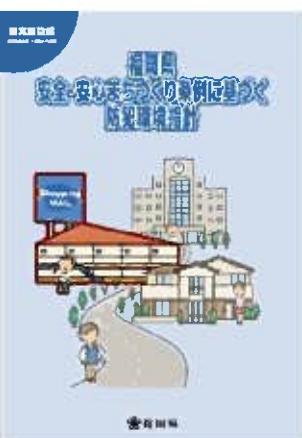
1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

7-2 福岡県安全・安心まちづくり条例に基づく防犯環境指針

福岡県（知事部局、教育委員会、公安委員会など）では、安全・安心まちづくり条例に基づき、県民に身近で、多くの犯罪が発生している施設等（学校・通学路等）を対象に、犯罪の防止を目的とした指針（防犯環境指針）が策定されています。

また、指針は、5種類（学校・通学路等、道路等、住宅、大規模小売店舗、深夜営業施設）策定されており、ここではその概要を4つの区分で紹介します。

指針	「指針」で定める内容の例
【学校編】 <ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・通学路 	<p>◆学校等</p> <p>① 緊急事態発生時における対応体制の整備 避難誘導、不審者対応、応急手当及び通報等の役割分担、関係機関・団体、保護者、地域住民及び隣接学校等の協力確保など</p> <p>② 児童等に対する安全教育の実施 不審者の侵入を想定した避難訓練の実施など</p> <p>③ 施設・設備の点検整備 死角の原因となる立木等の剪定、校門、外灯、校舎の窓、校舎の出入口等の点検・補修、非常ベル、非常通報装置の設置など</p> <p>◆通学路等</p> <p>① 地域全体での取組み 不審者情報の共有化、通学路等の安全点検、パトロール活動の実施、危険箇所の管理者等に対する改善要望など</p> <p>② 学校等の取組み 関係機関・団体、保護者及び地域住民等との連携の確保など</p> <p>③ 通学路等の整備基準 防犯灯・街路灯の整備、見通しの確保、緊急時の保護拠点づくり、防犯ベル等の防犯設備の整備など</p>
【道路編】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路 ・公園 ・駐車場 ・駐輪場 	<p>◆道路等</p> <p>① 道路 周囲からの見通しの確保、防犯灯・街路灯による必要な照度の確保、ガードレール等による歩車道の分離、見通しの悪い場所への防犯カメラの設置など</p> <p>② 公園 周囲からの見通しの確保、必要な照度の確保、遊具の適正な配置、公衆トイレの防犯対策など</p> <p>③ 自動車駐車場及び自転車駐車場 周囲からの見通しの確保、フェンス等による周囲との区分、必要な照度の確保、車両等の出入り管理、サイクルラック、チェーン用バーラック、防犯カメラの設置、管理者の常駐・巡回など</p>

<p>【住宅編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て住宅 ・共同住宅  <p>福岡県 安全安心まちづくり条例に基づく 防犯環境指針</p> <p>福岡県・福岡県警察・(公社)福岡県防犯協議会</p>	<p>◆住宅等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一戸建て住宅 玄関扉、窓等の周囲等から見通しの確保、防犯性能の高い建物部品の設置など ② 共同住宅 共用出入口等の周囲等から見通しの確保、照明設備による必要な照度の確保、見通しが確保されない場合の防犯カメラの設置、防犯性能の高い建物部品の設置など ③ 居住者等の取り組み等 防犯設備、植栽等の適切な管理、地域ぐるみでの自主防犯体制の推進など
<p>【商業施設編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深夜営業施設 ・大規模小売店舗  <p>福岡県 安全安心まちづくり条例に基づく 防犯環境指針</p>	<p>◆深夜営業施設、大規模小売店舗</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 敷地内の配置 駐車場の見通しの確保、ゴミ置場の見通しの確保など ② 店舗の配置 入口の見通しの確保、防犯性能の高いガラス、見通しに配慮した商品陳列、カラーボールや防犯ブザーの設置、防犯カメラの設置 ③ 防犯責任者の配置 防犯設備の点検整備、従業員への指導、迷惑行為への対応

防犯コミュニティ ガイド

“BOUHAN” COMMUNITY GUIDE
～プラス防犯でより安全で安心なまちづくり～

発刊

第1版 平成 26 年 11 月

企画編集

北九州市 市民文化スポーツ局
安全・安心推進部 安全・安心都市整備課

北九州市のホームページ

<http://www.city.kitakyushu.jp/>

北九州市印刷物登録番号
第 1408084C 号